

令和5年3月定例会（令和5年(2023年)3月27日）

## 越谷・松伏水道企業団議会会議録

越谷・松伏水道企業団議会

# 越谷・松伏水道企業団議会会議録

## 目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

## 議 事

3月27日(月)	○開 会	5
	○開 議	5
	○諸般の報告	5
	○会議録署名議員の指名	6
	○会期の決定	6
	○令和5年度水道事業経営方針説明	7
	○企業長提出第1号議案及び第2号議案の一括上程及び提案説明	9
	○企業団行政に対する一般質問	13
	○企業長提出議案の質疑	16
	△第1号議案の質疑	16
	△第2号議案の質疑	16
	○企業長提出議案の討論、採決	23
	△第1号議案の討論、採決	23
	△第2号議案の討論、採決	23
	○諸般の報告	24
	○特定事件の議会運営委員会付託	24
	○閉 議	24
	○企業長の挨拶	24
	○閉 会	25
署名議員		27
参考資料		
企業長提出議案の処理結果		29

水企告示第9号

令和5年3月越谷・松伏水道企業団議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年3月20日

越谷・松伏水道企業団  
企業長 野 口 晃 利

1 期 日 令和5年(2023年)3月27日

2 場 所 越谷・松伏水道企業団議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

令和5年3月定例会 会期3月27日 1日間

応招議員 14名

1番	竹内 栄治	議員	2番	増田 等	議員
3番	野口 高明	議員	5番	長谷川 真也	議員
6番	川上 力	議員	7番	岡野 英美	議員
8番	大和田 哲	議員	9番	山田 大助	議員
10番	野口 和幸	議員	11番	小林 豊代子	議員
12番	清水 泉	議員	13番	後藤 孝江	議員
14番	金井 直樹	議員	15番	伊藤 治	議員

不応招議員 1名

4番 瀬賀 恭子 議員

## 3月定例会 第1日

令和5年(2023年)3月27日(月曜日)

### 議事日程

- 1 開 会
- 2 開 議
- 3 諸般の報告
- 4 会議録署名議員の指名
- 5 会期の決定
- 6 令和5年度水道事業経営方針説明
- 7 企業長提出第1号議案及び第2号議案の一括上程及び提案説明
- 8 企業団行政に対する一般質問
- 9 企業長提出議案の質疑
  - △ 第1号議案の質疑
  - △ 第2号議案の質疑
- 10 企業長提出議案の討論、採決
  - △ 第1号議案の討論、採決
  - △ 第2号議案の討論、採決
- 11 諸般の報告
- 12 特定事件の議会運営委員会付託
- 13 閉 議
- 14 企業長の挨拶
- 15 閉 会

(開議 午前10時00分)

出席議員 14名

1番	竹内 栄治	議員	2番	増田 等	議員
3番	野口 高明	議員	5番	長谷川 真也	議員
6番	川上 力	議員	7番	岡野 英美	議員
8番	大和田 哲	議員	9番	山田 大助	議員
10番	野口 和幸	議員	11番	小林 豊代子	議員
12番	清水 泉	議員	13番	後藤 孝江	議員
14番	金井 直樹	議員	15番	伊藤 治	議員

欠席議員 1名

4番 瀬賀 恭子 議員

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

野口 晃利	企業長
石坂 正幸	局長
真子 憲一郎	次長(兼)総務課長
圓城寺 亜矢子	お客さま課長
松崎 義之	施設課長
新井 伸之	配水管理課長

参与として出席した者の職氏名

福田 晃	越谷市長
鈴木 勝	松伏町長

書記

小宮 崇	総務課調整幹
高橋 千里	総務課庶務担当主事

10時00分 開 会

◎開会の宣告

- （竹内栄治議長） おはようございます。本日はご苦労さまです。

ただいまから令和5年3月定例会を開会いたします。

会議に先立ちまして、本定例会では、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら会議の運営を行ってまいりますので、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

◎開議の宣告

- （竹内栄治議長） これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

- （竹内栄治議長） この際、諸般の報告をいたします。

△業務概況の報告

- （竹内栄治議長） 企業長から令和4年4月から令和5年1月までの業務概況について報告がありましたので、報告第1号としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

△出納検査の報告

- （竹内栄治議長） 次に、監査委員から出納検査の結果について報告がありましたので、報告第2号としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

△会議の説明出席者の報告

- （竹内栄治議長） 次に、本定例会に説明員として出席通知がありました者の職・氏名を報告第3号としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

△企業長提出議案の報告

- （竹内栄治議長） 次に、企業長から議案の提出がありましたので、報告いたします。  
総務課調整幹に朗読させます。

〔総務課調整幹朗読〕

- （小宮 崇総務課調整幹） 朗読いたします。

水企総第826号

令和5年（2023年）3月20日

越谷・松伏水道企業団議会  
議長 竹内 栄 治 様

越谷・松伏水道企業団  
企業長 野 口 晃 利

令和5年3月定例会に付議する議案の送付について

標記について、3月27日招集に係る令和5年3月定例会に本職から提案する議案として、別添議案目録のとおり議案書を送付します。

#### 議 案 目 録

- 1 越谷・松伏水道企業団監査委員の選任につき同意を求めることについて
  - 1 令和5年度越谷・松伏水道企業団水道事業会計予算について
- 以上でございます。

#### △特定事件の審査結果報告

- （竹内栄治議長） 次に、去る12月定例会において議会運営委員会に付託した特定事件について、委員長から審査結果の報告がありましたので、報告第4号としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。
- 以上で諸般の報告を終わります。

#### ◎会議録署名議員の指名

- （竹内栄治議長） 次に、会議録署名議員の指名を行います。
- 会議録署名議員には、会議規則第88条の規定により、私から  
5番 長谷川真也議員、6番 川上 力議員、7番 岡野英美議員を指名いたします。

#### ◎会期の決定

- （竹内栄治議長） 次に、会期の決定を議題といたします。
- お諮りいたします。今定例会の会期は本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- （竹内栄治議長） ご異議なしと認めます。
- したがって、会期は本日1日間と決定いたしました。



◎令和5年度水道事業経営方針説明

- （竹内栄治議長） 令和5年度を迎えるに当たり、水道事業経営方針について説明を聴取いたします。

野口晃利企業長、登壇して説明願います。

〔野口晃利企業長登壇〕

- （野口晃利企業長） おはようございます。令和5年3月定例会をご招集申し上げましたところ、議員の皆様にはご健勝のうちにご出席をいただき、厚くお礼申し上げます。

本定例会は、新年度の事業を執行する予算案などをご審議いただきますが、越谷・松伏水道企業団の経営方針を申し述べ、議員の皆様そしてお客様のご理解とご協力を賜りますよう切にお願い申し上げます。

新型コロナウイルスは感染が拡大してから3年余りが経過し、政府では感染症法上の分類の引き下げを決定するなど、新たな段階を迎えようとしています。コロナ禍によりダメージを受けた社会経済活動の早期回復が望まれますが、不安定な国際情勢を背景にエネルギー価格が高騰するなど、グローバル化の進む中では、容易に光明を見出すことはできません。

このような中、2月にはトルコ南部で大地震が発生し、大きな被害をもたらしています。我が国では、今年が関東大震災から100年目に当たり、この間には阪神・淡路大震災や東日本大震災など数々の震災を教訓に、インフラの耐震化が進められています。しかし、近年は地震の他にも風水害や寒波など、これまで経験したことがないような自然災害が頻発しています。こうしたあらゆる災害にも耐え得る強靱なライフラインを目指し、水道事業体としてはそのための基盤強化を進めていく必要があります。

令和5年度（2023年度）の予算は、企業団の基本的な方針を示す「水道事業マスタープラン（後期見直し）」の目標達成に向けて、着実な進捗を図るべく編成いたしました。年間計画配水量については、給水人口や給水戸数の動向とともに社会がウィズコロナへと向かう影響などを勘案して、対前年度比60万立方メートル減の3,730万立方メートルといたしました。

収益的収支については、収入が79億500万円、支出が73億2,800万円で、収支差額は5億7,700万円を見込みました。また、資本的収支については、収入が19億7,600万円、支出が63億4,200万円で、このうち主な建設改良事業は、西部配水場設備整備工事等合わせて45億5,440万円でございます。

以下、「水道事業マスタープラン（後期見直し）」に掲げる3つの基本方針に沿って、主要な施策について申し上げます。

まず、第1の柱である「強靱で安定した水道事業の構築を目指して」では、将来人口や水需要予測に基づき水道施設の規模の適正化を図り、地震等の自然災害や事故などに備えて計画的に更新を進めるとともに、危機管理体制の充実を図ります。

水道水の安定供給を目指し、昨年度からの継続事業として実施している西部配水場の設備整備工

事については、今年度末の完成を目指してまいります。また、将来の南部浄水場の廃止を見据え、築比地浄水場の浄水能力の向上を図るため、ろ過設備改修の実施設計に取り組みます。

老朽化した配水管の更新については、重要施設につながる管路や耐用年数を過ぎた管路を優先し、計画的に耐震化を進めてまいります。

築比地浄水場系の基幹管路は、昨年度からの継続事業である第6工区及び第8工区の完工を目指すとともに、第10工区1,392メートルについては3か年継続事業として着手いたします。また、今後は松伏町内から越谷市内へと延伸するため、基本設計を引き続き進めてまいります。

基幹管路以外の配水管は、経済的に優れた管材や工法を採用して耐震管への更新を進めるとともに、土地区画整理事業等に係る新たな配水管を布設するなど、総延長約8.4キロメートルの建設改良工事を実施いたします。なお、管路の耐震管率は、今年度末で50.9%となる見込みです。

危機管理対策については、地震・風水害などあらゆる危機事象を想定し「危機管理計画」の不断の見直しを行ってまいります。水道事業においては、常に施設の現況を的確に把握し、良好な状態を保持することが重要です。日頃の点検は、浄・配水場の各種設備や主要な管路等の異常を察知し、事故を未然に防止することのみならず、職員の技術の継承にもつながります。引き続き、施設の適切な維持管理に努めるとともに、有事の際には応急給水が円滑に行えるよう、訓練等を通して危機対応力の向上を図ります。

次に、第2の柱である「安全な水の給水を目指して」では、水質管理を徹底するために検査体制の充実に努めるとともに、水道施設を適正に維持管理し、常に安全で良質な水の安定供給を図ります。

水の安全性については、水源から蛇口までのあらゆる過程におけるリスク要因を分析・管理する「水安全計画」に基づき、常に安全な水道水を供給いたします。水質検査については、国が定める水質基準項目のほかに、当企業団ではより厳しい水質管理目標値を設定し、高い安全性を確保しています。今年度は、試薬類の調整に不可欠な「分析用電子天秤」を更新し、検査精度の向上を図ります。また、近年、水質検査の分析に必要なヘリウムガスが世界的に不足しており、解消の見通しが立たないことから水素ガスへ変更することとし、水素ガス発生装置を購入して安定した水質検査体制の維持に努めます。

経年化した配水管は、濁水の発生が懸念されることから、発生リスクの高い地域を中心に水の需要が増える夏を迎える前に計画的に洗浄し、良質な水の供給を図ります。また、貯水槽設置者には貯水槽の適正な管理を促すとともに、指定給水装置工事事業者には更新制度を活用して品質管理や施工指導を徹底し、いつでも安心してお使いいただけるよう努めてまいります。

次に、第3の柱である「持続可能な水道事業経営を目指して」では、将来にわたって健全な経営を持続していくために、計画的・効率的な経営のもとで人材の育成と技術の継承、環境への配慮などに取り組みます。

料金を確実に収納することは水道事業経営の根幹であり、未収金を発生させないことが基本です。そのため、納付相談などお客様に対してきめ細かく対応してまいります。再三の催告にもお支払いやご相談もいただけない場合には、やむをえず給水停止や弁護士による回収も実施するなど、未収金の抑制に努めてまいります。

また、今年1月から導入した「水道マイページ」は、これまでに多くの方々にご登録をいただき、順調にスタートいたしました。引き続き、登録者数の増加に努めるとともに、お客様の利便性の向上とペーパーレスによる業務の効率化に取り組んでまいります。

水道事業に対する理解をより深めていただくため、広報紙「水道だより」やホームページ、ツイッターやユーチューブに加え、「水道マイページ」を積極的に活用し、PRキャラクター「こしまつくん」とともに、多くの方々へ情報を一層わかりやすくお伝えしてまいります。

科学技術がどんなに発展しても、健全な水道事業経営を持続するための担い手は職員です。一人ひとりが各種研修を通して知識や技能を習得することはもとより、風通しが良く働き甲斐のある職場環境をつくることで、持てる能力を発揮して経営に参画できる人材を育成してまいります。

脱炭素社会へ向けては、西部配水場の小水力発電と北部配水場の太陽光発電による再生可能エネルギーを引き続き活用してまいります。また、現在更新工事を行っている西部配水場においては、既に東部配水場で実績のある高効率の配水ポンプやインバーターなどの省エネルギー設備を導入し、温室効果ガスのさらなる排出抑制を図ってまいります。

以上、主要な事業について申し上げましたが、コロナ禍で疲弊した社会に追い討ちをかけるかのように事故や自然災害が頻発する中、人々の暮らしを支え、命と健康を守る水道水を送り続けることは水道事業体としての使命であり、その責務は非常に重いものです。新型コロナウイルスを克服し、平穏な日々が一日も早く訪れることを願い、基本理念である「世代（とき）を越え 命の水を送り続ける こしまつ水道」を念頭に、職員一丸となって水道事業経営に取り組んでまいります。

議員の皆様、越谷市・松伏町のお客様には、限りないご指導とご理解、ご協力を重ねてお願い申し上げます。

#### ◎企業長提出第1号議案及び第2号議案の一括上程及び提案説明

- （竹内栄治議長） 企業長提出第1号議案及び第2号議案の2件を一括して議題といたします。

企業長から提案理由の説明を求めます。

野口晃利企業長、登壇して説明願います。

〔野口晃利企業長登壇〕

- （野口晃利企業長） 本定例会には、越谷・松伏水道企業団監査委員の選任につき同意を求める件をはじめ、2件の議案をご提案申し上げております。

それでは、各議案につきまして順次ご説明をさせていただきます。

まず、第1号議案についてご説明申し上げます。

本議案は、本年3月31日をもって任期満了となります越谷・松伏水道企業団監査委員、中村甫尚氏を引き続き監査委員として選任したいので、地方公営企業法第39条の2第5項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、経歴等詳細につきましては、大変恐縮に存じますが、お手元の議案書をご参照いただき、ご了承賜りたいと存じます。

次に、第2号議案についてご説明申し上げます。

「令和5年度予算書及び予算説明書」の1ページを恐れ入りますが、御覧いただきたいと存じます。

第2条「業務の予定量」については、給水戸数17万700戸、1日平均配水量10万1,913立方メートル、年間配水量は前年度より60万立方メートル少ない3,730万立方メートル、主な建設改良事業は、「西部配水場設備整備工事」など45億5,440万円といたしました。

第3条「収益的収入及び支出」については、水道事業収益は79億500万円、水道事業費用は73億2,800万円を計上いたしました。これにより、収支差額では、税込み5億7,700万円を見込んでいます。

第4条「資本的収入及び支出」については、収入は19億7,600万円、支出は63億4,200万円を計上いたしました。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する43億6,600万円は、「過年度損益勘定留保資金」等で補填させていただきます。

それでは、主なものについて順次ご説明させていただきます。恐れ入りますが、24ページの予算執行計画書を御覧いただきたいと存じます。

初めに、「収益的収入」について申し上げます。第1項「営業収益」は、「給水収益」で67億1,610万円、「その他営業収益」で3億1,310万円、合わせて70億2,920万円を計上し、対前年度比1,550万円の減となっております。給水収益につきましては、年間の配水量3,730万立方メートルに対して、有収率を96.6%と見込み、算出いたしました。

第2項「営業外収益」は、「受取利息及び配当金」1,600万円、構成市町からの児童手当に係る「他会計補助金」700万円、過去に受け入れた補助金等を減価償却に合わせて収益化する「長期前受金戻入」8億4,140万円など、合わせて8億7,560万円を計上し、対前年度比4,070万円の増となっております。

第3項「特別利益」は、20万円を計上いたしました。

以上により、第1款「水道事業収益」の総額は79億500万円、対前年度比2,300万円の増となっております。

次に、「収益的支出」について申し上げます。

26ページ以降を御覧ください。第1項「営業費用」の1目「原水及び浄水費」は、浄・配水場の

管理運営に係る費用で、設備点検や水質検査などの委託料、電気料金などの動力費、県水受水費など、合わせて28億7,906万円を計上いたしました。

2目「配水及び給水費」は、管路の維持管理などに係る費用で、漏水修繕や配水管洗浄などの委託料、路面復旧費など、合わせて4億9,563万円を計上いたしました。

3目「業務費」は、水道料金の検針・調定・収納に係る費用で、量水器の検定満期交換や検針などの委託料、「水道マイページ」の運用経費を含む水道料金システム等委託料など、合わせて6億1,216万円を計上いたしました。

4目「総係費」は、庁舎管理や各種電算システム等に係る経費、水道だより等の広報費など、合わせて3億7,855万円を計上いたしました。

5目「減価償却費」は、建物や配水管等の構築物、機械及び装置等に係る減価償却の費用として、23億3,500万円を計上いたしました。

6目「資産減耗費」は、「西部配水場設備整備工事」や「築比地浄水場系基幹管路更新工事」等に伴う固定資産の除却費用として2億6,020万円を計上いたしました。

これらを合わせた第1項「営業費用」は69億6,060万円、対前年度比2億6,870万円の増となっております。

続いて、第2項「営業外費用」は、「支払利息及び企業債取扱諸費」、「消費税及び地方消費税」など、合わせて3億4,490万円を計上いたしました。

第3項「特別損失」は、過年度分の水道料金の還付に要する「過年度損益修正損」250万円を計上いたしました。

第4項「予備費」は、2,000万円でございます。

以上により、第1款「水道事業費用」の総額は73億2,800万円、対前年度比2億3,500万円の増となっております。

次に、「資本的収入」についてご説明申し上げます。恐れ入りますが、32ページを御覧いただきたいと存じます。

第1項「企業債」は、築比地浄水場系の「基幹管路更新事業」及び西部配水場の「配水施設改良事業」に充当するため、14億2,000万円を計上いたしました。

第2項「分担金」は、給水装置の新設や増設に伴う加入者分担金で、2億8,000万円を計上いたしました。

第3項「補助金」は、西部配水場の設備整備事業に係る国庫補助金1,000万円を計上いたしました。

第4項「工事負担金」は、土地区画整理事業等による配水管布設工事等負担金など、合わせて1億6,600万円を計上いたしました。

第5項「固定資産売却代金」は、有価証券の満期償還に伴うもので1億円を計上いたしました。

以上により、第1款「資本的収入」の総額は19億7,600万円、対前年度比9億2,500万円の増とな

っております。

次に、33ページ以降、「資本的支出」について申し上げます。第1項「建設改良費」、1目「配水施設拡張費」は、土地区画整理事業地内の配水管布設工事など、合わせて2億3,133万円を計上いたしました。

2目「配水施設改良費」は、「配水管布設替工事」8億2,000万円、「築比地浄水場系基幹管路更新工事」の「第6工区」5億600万円、「第8工区」2億4,000万円、「第10工区」1億3,000万円のほか、「西部配水場設備整備工事」21億1,600万円など、2目全体で45億2,641万円を計上いたしました。

3目「営業設備費」は、「量水器」や「水質検査用備品」の購入費用など、合わせて7,306万円を計上いたしました。

4目「庁舎整備費」は、庁舎のトイレなどの給排水・衛生設備の改修に係る設計委託料や、水質試験室などのセキュリティーの向上を図る工事費用、合わせて1,500万円を計上いたしました。

これらを合わせた第1項「建設改良費」は48億4,580万円、対前年度比17億9,740万円の増となっております。

第2項「企業債償還金」は、償還元金11億8,600万円を計上いたしました。

第3項「投資」は、資金運用に伴う有価証券の購入費用として3億900万円を計上いたしました。

第4項「国庫補助返還金」は、令和4年度に交付された補助金の精算に伴うもので、120万円を計上いたしました。

以上により、第1款「資本的支出」の総額は63億4,200万円、対前年度比15億6,000万円の増となっております。

恐れ入りますが、予算書2ページにお戻りいただきたいと存じます。

第5条「継続費」については、「築比地浄水場系基幹管路更新事業」の「第10工区」を、令和5年度からの3か年継続事業として設定いたしました。

第6条「債務負担行為」については、「水道水質検査業務委託」など、都合7件を令和5年度内に着手するため設定いたしました。

第7条「企業債」については、築比地浄水場系の基幹管路の更新並びに西部配水場の設備整備に係る財源として借り入れるため、設定いたしました。

その他、第8条以降の「一時借入金」、「予定支出の各項の経費の金額の流用」、「議会の議決を経なければ流用することのできない経費」、「たな卸資産購入限度額」については、大変恐縮に存じますが、予算書を御覧いただき、ご了承賜りたいと存じます。

以上、今回ご提案申し上げました議案についてご説明申し上げましたが、十分ご審議をいただき、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。提案説明を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

◎休憩の宣告

- （竹内栄治議長） ここで、第1号議案及び第2号議案の審査のため、議場外休憩に入ります。  
この際、暫時休憩いたします。

10時27分 休憩

10時50分 再開

◎開議の宣告

- （竹内栄治議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎企業団行政に対する一般質問

- （竹内栄治議長） これより企業団行政に対する一般質問を行います。

今定例会における質問発言者及び答弁指定者につきましては、あらかじめ一般質問通告一覧表をお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

10番 野口和幸議員。

企業長に対する1件の質問事項について発言を許します。

[10番 野口和幸議員登壇]

- 10番（野口和幸議員） 自由民主党越谷市議団の野口和幸であります。議長の許可をいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

近年の人口減少、節水意識の浸透によりまして、水道事業の根幹である料金収入は減少傾向で推移しており、将来の水需要とこれに伴う給水収益や、既存施設の更新をはじめとする水道事業運営に要する費用等の見通し及び将来の財政状況を把握することは、水道事業を持続させる上で非常に重要となっております。さらに、将来の持続的運営に必要な施設や管路の老朽化は着実に進行し、耐震化を含めた老朽化対策のための投資費用は増加してまいります。併せて、職員数の減少や技術の継承、人材育成等取り組むべき課題が山積しており、水道事業を取り巻く環境は年々厳しさを増している状況は周知のとおりでございます。

このような状況を踏まえ、水道管の老朽化による漏水を防ぐ取組についてお尋ねをさせていただきます。水道整備で基本とされているのが交換のタイミングと言われております。土壌の性質によっては、耐用年数を超えても正常な状態で運用できる水道管もあり、当然地域ごとに異なるものの、交通量の多い地域では、たとえ20年未満でも使えなくなるということもあると聞き及んでおります。

そこで、現在、当企業団内で法定耐用年数を超えた水道管の状況についてお示しをいただきたいと思っております。

次に、熟練の技術者でも、この交換の見極めは難しいと言われておりますが、AI技術は熟練技術者と同等もしくはそれ以上の正確さとのことから、2022年11月末現在で38の水道局で診断実績が

あり、埼玉県企業局におきましても老朽化による漏水を防ぐ取組の強化策としてデジタル技術の活用を掲げており、地質、気象、交通量、人口等の情報を基にA Iで送水管の劣化を予測しております。水道管の劣化がA Iによって分別できるのであれば、インフラ整備の効率も上がります。一方で、水道管の修繕や補修はベテランの勘に頼る部分が多く、現場での経験が豊富な技術者が辞めていくと、その知見が引き継がれないケースもあると聞いております。

A Iは学習を積んでいけば、その問題の解消をできるのではないかと考えますが、2019年に民間企業と行った水道管劣化予測のアルゴリズムが日本においても適応可能かどうかに関する実証実験の結果について、どのようなものであったのかお示してください。

次に、その老朽化対策の今後の展望についてもお示しをいただきたいと思えます。

以上で質問を終わります。

○（竹内栄治議長） ただいまの質問に対し、企業長の答弁を求めます。

〔野口晃利企業長登壇〕

○（野口晃利企業長） それでは、ただいまの野口和幸議員さんの水道管の老朽化による漏水を防ぐ取組についてのご質問に順次お答えいたします。

まず、法定耐用年数を超えた水道管の状況につきましては、水道管の法定耐用年数は40年とされておりますが、これは地方公営企業法上の耐用年数で、会計上の減価償却期間を表したものでございます。したがって、法定耐用年数を超えたからといって、直ちに更新が必要というものではございません。近年、施工している水道管は100年の使用も可能な耐久性を有していることから、当企業団では管の種別ごとに実使用年数を定め、これに基づいて更新計画を策定しております。なお、他団体の統計が公表されている令和2年度の法定耐用年数超過管路率は、全国平均値が20.6%に対し、当企業団では10.4%と、現在は比較的低い状況でございます。しかし、高度経済成長期に多くの配水管を布設していたことから、今後は増加していく見込みでございます。

次に、水道管劣化予測のアルゴリズムが日本において適応可能かどうかに関する実証実験の結果についてのお尋ねでございますが、近年A I等を活用した様々な水道管の劣化診断が行われるようになってきております。当企業団では、令和3年3月に「水道事業マスタープラン（後期見直し）」を策定いたしました。その基礎となる「管路更新計画」は、日本水道協会の指針による総合物理的評価などの従来からの手法に加え、機械学習を用いた水道管劣化診断の実証実験の結果も加味して策定いたしました。これは、アメリカで数多くの実績のある企業が日本進出に当たって、日本の土壌や気象、交通網など1,000以上の環境データを基に、A Iにより管路の劣化予測をするものでございます。日本における検証には、川崎市や神戸市などのほか、当企業団も参加いたしましたが、その結果は総合物理的評価と同様の検証結果を得ることができました。これにより、それぞれの手法の妥当性と「管路更新計画」の信頼度が高まったものと考えております。

次に、今後の展望についてでございますが、今後、法定耐用年数を超える配水管が増加していく



ことは明らかでございますので、マスタープランに定めた管路更新計画に沿って、実使用年数を更新基準として、費用の平準化を図りながら計画的に更新を進めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○（竹内栄治議長） ただいまの答弁に対し、続けての質問はありませんか。（10番 野口和幸議員「議長」と言う）

10番 野口和幸議員。

〔10番 野口和幸議員登壇〕

○10番（野口和幸議員） ご答弁ありがとうございました。

総合物理的評価においても、AIの活用の診断とほぼ同じであったということ。分かりやすく言えば、従来の調査の手法とAIを使ったものとの調査結果が、ほぼほぼ同じであったということだと思います。とすれば、あとは費用対効果が、どちらが今後有効であるかということを検討していく必要があるのかなということかと存じます。それを踏まえまして、ここの展望のところを重ねて再度お尋ねをさせていただきます。

物価高騰に多くの市民・町民の方の嘆きが聞こえる昨今でございますけれども、水光熱費において、電力需要については消費電力の少ない節電家電が増えているものの、ガソリンや灯油をカバーする部分ということを電気製品が取って代わってきている状況でございます。電気自動車しかり、電力の需要というのは今後さらに増える傾向にあるかというふうに存じます。一方で水の需要につきましても、人口減と節水器具の普及で、ますます減少する傾向にあります。数年後には内部留保も減少するという見通しもある中、このデジタル技術の活用、導入について、再度今後の展望についてお示しをいただければと思います。

○（竹内栄治議長） ただいまの再質問に対し、企業長の答弁を求めます。

〔野口晃利企業長登壇〕

○（野口晃利企業長） 野口議員さんの重ねてのご質問にお答えさせていただきます。

先ほども申し上げましたように、現在の「管路更新計画」は、従来の手法と併せて、検証のためとはいえAIを活用した結果に裏打ちされたものとなっております。ただ、地中に埋設されている配水管は、目で見て確認することができませんので、これまで以上に確立された実績ある手法に加え、AIなどの新しい技術や様々な知見を活用していくことが、これからは有用であると考えております。しかし、ともすると多額の費用を要することも多く、今回は検証のためということで、本格導入する場合に比べて、ごく僅かなデータ抽出のための費用しかかかっておりません。導入に当たっては、費用対効果を見極めることが肝要と考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○（竹内栄治議長） ただいまの再答弁に対し、重ねての質問はありませんか。（10番 野口和幸議員「ありません」と言う）

以上で、野口和幸議員の質問を終了いたします。

これにて企業団行政に対する一般質問を終了いたします。

◎企業長提出議案の質疑

- （竹内栄治議長） 企業長提出議案の順次質疑を行います。

△第1号議案の質疑

- （竹内栄治議長） 第1号議案について質疑に入ります。

質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

- （竹内栄治議長） 質疑はなしと認め、以上で質疑を終結いたします。

△第2号議案の質疑

- （竹内栄治議長） 第2号議案について質疑に入ります。

質疑はありますか。（12番 清水 泉議員「はい」と言う）

12番 清水 泉議員。

〔12番 清水 泉議員登壇〕

- 12番（清水 泉議員） 12番、立憲・市民ネット、清水 泉です。議長の許可をいただきましたので、予算執行計画書の中の33ページについて質疑したいと思います。

支出の中の「第1款資本的支出」「1建設改良費」「1配水施設拡張費」の「工事請負費」についてお尋ねしたいと思います。この工事請負費2億1,000万円となっていますが、どのような内容になっているのかお尋ねいたします。

- （竹内栄治議長） 企業長の答弁を求めます。

〔野口晃利企業長登壇〕

- （野口晃利企業長） それでは、ただいまの清水議員さんの資本的支出の配水施設拡張費、工事請負費2億1,000万円の内容についてというお尋ねにつきましては、施設課長よりお答えさせていただきます。

- （竹内栄治議長） 次に、施設課長。

〔松崎義之施設課長登壇〕

- （松崎義之施設課長） それでは、ただいまの清水議員さんのご質問にお答えいたします。

配水施設拡張費の工事請負費の内容についてのお尋ねでございますが、これは道路築造工事や区画整理事業によって将来の給水需要の拡大に備えて実施するものと、配水管が布設されていない路線に給水管がふくそうすることを抑制する整備などを行うもので、2億1,000万円を計上いたしております。

以上でございます。

- （竹内栄治議長） ただいまの答弁に対し、続けての質疑はありませんか。（12番 清水 泉議員「はい」と言う）

12番 清水 泉議員。

〔12番 清水 泉議員登壇〕

- 12番（清水 泉議員） ご答弁ありがとうございます。

昨年市民より、自宅建て替え時に自宅建設前の給水管工事に関しまして、自宅自体の工事が始まる直前に個人が負担することとなり、家屋のローンに加え、約400万円ほど追加でかかることになりました。建て替えをする際に、新しい家屋は家族人数が増えたことにより水場が増えました。そのため、給水タンクを設置することも案として出されましたが、隣家との距離がないため、タンクへの給水時の音の影響があることや、定期的なメンテナンスも必要になるためタンク方式を諦め、給水管から直接引き込む方式を採用いたしました。ところが、屋内の水場数の関係から、今までの給水管では接合できず、新たに本管から現在より太い給水管を引き込むこととなったという相談を受けました。

この件に関して担当課へご相談したところ、課内で予算計上してから施工業者の選定等があり、実際に工事を行うまで1年弱の期間がかかってしまうとのことでした。相談された市民の方は、仮住まいも決定し、近日中に引っ越しをし、来月には工事が始まることになっていました。ローン会社からは、これ以上延ばせないとの回答や、仮住まいの期間が延びると経費もかかってしまうので、そこまで待てないと判断し、費用を全て個人が負担することになりました。

このご一家は子供が3人おられて、一番下の子はまだ1歳にもなっておりません。若い世代には、子供を生みやすく育てやすい施策が必要と言われていています。また、近隣の住宅では、築35年を超える民家が数多くあり、ライフスタイルの変化も顕著に現れています。今後このような事例が出てくると思われませんが、この件についてはどのように考えますか。

- （竹内栄治議長） ただいまの再質疑に対し、企業長の答弁を求めます。

〔野口晃利企業長登壇〕

- （野口晃利企業長） 重ねての清水議員さんのご質問にお答えさせていただきますが、ご質問の内容は配水管の布設されていない公道に面した建物への給水申込み、これに対する対応、考え方ということであろうと思いますので、これについては施設課長よりご答弁申し上げます。

- （竹内栄治議長） 次に、施設課長。

〔松崎義之施設課長登壇〕

- （松崎義之施設課長） それでは、清水議員さんからの重ねてのご質問に対してお答えいたします。

ご指摘のとおり、配水管が布設されていない道路に面した建物に新たに給水をするときや、使用量に応じたメーターに交換する場合には、利用者により直近の配水管から新たに給水管を取り出し

ていただく必要がございます。しかし、公道下に複数の給水管があることは、維持管理の面からも課題があることから、企業団では新たに給水管の取り出しが見込まれるなど一定の条件を満たす場合に、ふくそう化を解消する制度として、整備費用の一部を負担をしていただき、企業団で配水管を布設する特定配水管布設工事に関する要綱を定めております。制度運用に当たりましては、迅速な対応に努めておりますが、申請から布設工事完了まで1年以上の期間を要するなど実効性が上がっていないことから、申請手続や判断基準、予算措置等の見直しを行ったところでございます。

令和5年度当初予算におきましては、配水管施設拡張費の工事請負費2億1,000万円のうち、特定配水管整備費として4,800万円を計上したところでございます。今後も特定配水管制度の適正な執行に努めてまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

以上でございます。

○（竹内栄治議長） ただいまの再答弁に対し、重ねての質疑はありませんか。（12番 清水 泉議員「ありません」と言う）

以上で、清水 泉議員の質疑を終了いたします。

ほかに質疑はありませんか。（6番 川上 力議員「はい」と言う）

6番 川上 力議員。

〔6番 川上 力議員登壇〕

○6番（川上 力議員） 6番、松伏町公明党議員団の川上 力でございます。議長の許可をいただきましたので、第2号議案「令和5年度越谷・松伏水道企業団水道事業会計予算について」、2点質疑をさせていただきます。

1点目は、予算書の1ページ、収益的収入の中で、第1款水道事業収益は79億500万円で、4ページの予算実施計画のほうでは給水収益として67億1,610万円と記載されております。水道事業経営方針の中でも、「持続可能な水道事業経営を目指して」という中で、未収金を発生させないことが基本と述べられておりました。未収金の近年の金額や件数の増減について、また新型コロナウイルス感染症に係る支払いの困難なケースなど、相談件数と金額について、令和5年度の予算への影響をお伺いいたします。

2点目、同じく予算書の2ページになりますが、「資本的支出」「第1項建設改良費」といたしまして48億4,580万円がございます。水道事業経営方針の中でも触れられておりましたけれども、ロシアがウクライナに侵攻してから、エネルギーをはじめ様々な価格が高騰しております。令和5年度予算における支出について、こういった影響を考慮したのかお伺いをいたします。

併せまして、経済産業省では「価格転嫁を実現し、未来へ続く関係を」とのフレーズで、中小企業の価格転嫁を促しております。企業団としても各種工事を発注しておりますが、設計金額など価格転嫁に対する対応は、令和5年度予算で行われているのかお伺いいたします。

○（竹内栄治議長） 企業長の答弁を求めます。

〔野口晃利企業長登壇〕

- （野口晃利企業長） それでは、川上議員さんの1点目、コロナ禍における未収金の近年の状況、及び相談件数等につきましては、お客さま課長からご答弁させていただきます。

次に、2点目の物価上昇に伴う企業団への影響が、予算にどのように反映されているか、また、価格転嫁につきましては、局長よりご答弁させていただきます。

- （竹内栄治議長） 次に、お客さま課長。

〔圓城寺亜矢子お客さま課長登壇〕

- （圓城寺亜矢子お客さま課長） それでは、質問にお答えいたします。

まず、未収金の近年の状況についてでございますが、未収金を増やさない対策として、利用者に対し早期対応を徹底し、未納者へは督促状、催告書、特別催告書の順での書面の送付はもとより、支払いについては個々の状況に応じたきめ細やかな納付相談をしております。収納率につきましては、コロナ禍前である平成30年度分が98.93%に対し、コロナ禍の令和3年度では98.99%と大きな変化はなく、高い収納率を維持しております。

また、納付が困難な方に対する支払い猶予の相談件数につきましては、令和2年度で181件、令和3年度で13件、令和4年度は2月までの実績においてゼロ件となっております。なお、生活保護世帯につきましては、基本料金の2分の1を減免しており、令和3年度で2,277戸、約1,097万円の減免を行ったところでございます。

以上でございます。

- （竹内栄治議長） 圓城寺課長、予算への影響。
- （圓城寺亜矢子お客さま課長） 予算への影響ですが、収納率等の大きな変動はなく、影響はないと考えております。

以上でございます。

- （竹内栄治議長） 次に、局長。

〔石坂正幸局長登壇〕

- （石坂正幸局長） それでは、川上議員さんの物価上昇に伴う当企業団の状況についてのご質問についてお答えいたします。

不安定な国際情勢やウィズコロナに向けた社会経済活動の回復に伴い、当企業団では浄・配水場で使用する高圧電力の電気料金をはじめ、配水管等の資材を含む工事費及び人件費が主たる委託料などの価格が上昇しており、さらに資機材の納期の延期により、事業執行に大きな影響が出ているところでございます。電気料金につきましては、本年4月から電気料金メニューの見直しも考慮し、対前年度比70.9%、1億700万円の増、配水管布設などの工事や業務委託等につきましても、管材等の資材高騰や労務費、人件費の上昇など、十分に勘案しながら予算計上させていただいております。このように令和5年度当初予算の編成におきましては、物価上昇等の影響を十分に反映した予算編

成としたところでございます。

以上でございます。

○（竹内栄治議長） ただいまの答弁に対し、続けての質疑はありませんか。（6番 川上 力議員「はい」と言う）

6番 川上 力議員。

〔6番 川上 力議員登壇〕

○6番（川上 力議員） ただいまご答弁ありがとうございました。

1点目の未収金に関するところでございますけれども、ご答弁では収納率が98%を超えていて、コロナ禍の影響等も含めて大きな変化はなく、令和5年度に対しても予算上大きな影響はないというご答弁をいただきました。その中で、企業団としては生活保護世帯については2,277戸に対して1,097万円、基本料の2分の1を減免しているということでご答弁をいただきました。ホームページ等を見ても、水道料金の減免については生活保護世帯のみ対応しているということで認識はしておりますけれども、様々こういう物価高騰等もある令和5年度を迎えるに当たりまして、例えば就学援助制度で対応になっております準要保護世帯等に対しても、令和5年度水道料金の減免、負担軽減等を考えられなかったのか、重ねてお伺いをいたします。

○（竹内栄治議長） ただいまの再質疑に対し、企業長の答弁を求めます。

〔野口晃利企業長登壇〕

○（野口晃利企業長） それでは、川上議員さんの重ねてのご質問にお答えさせていただきます。

先ほど申し上げましたように、電気、ガス等のエネルギー関連をはじめとする諸物価が高騰しておりまして、当企業団においても令和5年度当初予算の電気料金が対前年度比で7割、約1億円増ということで、経営に大きな影響を及ぼしております。一般的に水道事業の多くは市町村が経営主体ということでございまして、いわゆる経済対策の一環として、生活保護世帯はもちろんですが、その他いろいろな形での減免を行う自治体がございますけれども、その費用を水道事業会計で負担するということは、本来地方公営企業法の趣旨にそぐわないということとされております。

そういう中でも、令和2年度に当企業団が実施したコロナ減免、これにつきましては越谷市と松伏町の支援策の一つとして実施したものでございまして、国の通知に基づき、減免に係る費用は構成市町に負担していただきました。このたびの物価高騰により、生活に困窮している方々に対して、企業団としてはきめの細かい納付相談を行って、支払い猶予等で対応することが基本であると考えております。ただ、このたび政府では地方創生臨時交付金を追加交付するようでもございます。越谷市・松伏町がどのような支援策を実施されるのか、市・町と連携を図ってまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○（竹内栄治議長） ただいまの再答弁に対し、重ねての質疑はありませんか。（6番 川上 力議員「ありません」と言う）

以上で、川上 力議員の質疑を終了いたします。

ほかに質疑はありませんか。(9番 山田大助議員「はい」と言う)

9番 山田大助議員。

[9番 山田大助議員登壇]

○9番(山田大助議員) 議長の許可をいただきましたので、第2号議案「令和5年度越谷・松伏水道企業団水道事業会計予算について」、1点予算全体について質疑をさせていただきます。

全体的な、基本的な認識として、今日の一般質問、あるいはこれまでの質疑でも触れられていましたように、人口減、そして節水が進むということで、収入は基本的には減る一方ということが予測をされ、一方でこの間の物価高騰、あるいは家賃も値上げが予定されている、またコロナ直前の消費税増税の際に値上げをしたように、様々な税制改正などで基本的には支出は増えていく一方という傾向が見られると考えています。

こういう中で、経営方針にも書かれている『安定』、『安全』、『持続可能』といううちの、特に3点目の持続可能というのが誰にとっての持続可能なのかということが、私としては問題意識を持っております。この持続可能という部分の冒頭に、「将来にわたって健全な経営を持続していくために」とあり、これは主体として水道企業団が持続できることが最優先になっていて、それによって間接的に住民、利用者にとっての持続可能と言っているように読めると考えます。つまり、先ほども述べたような様々な状況の変化があったときに、企業団を持続させるためには、やむを得ず水道料金の値上げを行い、結果として利用者の生活を圧迫するという懸念があるというふうに考えております。

他の公共料金よりも、水道代は利用者が比較的優先して支払う傾向があるため、値上げによって目に見えて滞納が増えるなどの影響は出にくいというふうに認識をしておりますが、逆に言うとそれだけ暮らしが苦しくなっても、その状況をつかむことが遅くなるということにもなりかねません。環境のことなどを考えても、今後さらに節水が進み、またどんなに効果的な少子化対策をしても、一定の期間は人口減少せざるを得ないという状況が続く中で、先ほど述べたような企業団としての持続可能性、あるいは企業として独立採算ということにこだわっていくと、その先には際限のない値上げということになりかねないのではないのでしょうか。生活を壊し、命の水という役割を全うできないのではないかと危惧をいたします。住民にとっての安定や持続可能性ということを考えるならば、むしろ負担軽減になるように、安全でおいしいお水を安定的に、できれば安価で提供するというための努力こそ求められると考えますが、こういった値段設定、料金設定というところについての考え方を全体としてお聞きをいたします。

企業の形態を取っていても、公営企業であるわけですので、また公共インフラ、大事なものを担って、命の水を担っているわけですから、一般の企業のように利益を最優先にすることと違いますので、値上げをしない、値下げをしていくというためには、市、町、県、国の支援、補助が

どうしても必要ですので、この値下げを目指すというために県水の値上げをしないよう求めることも含めて、この補助や支援を増やすよう求める考えということも併せてお聞きをいたします。

○（竹内栄治議長） 企業長の答弁を求めます。

〔野口晃利企業長登壇〕

○（野口晃利企業長） それでは、ただいまの山田議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

持続可能性ということで、これはもとより企業団経営にとってもそうですけれども、企業団経営はお客様の料金収入で賄われておりますので、お客様が水を安心してお使いできないような価格であるとか、そういったことであっては総体的に料金収入も減ってくるということで、これは誰にとっての持続可能か、もちろん当企業団にとってもお客様にとっても持続可能なものであることが望ましいというふうに思っております。

昨今のこうした物価高騰を踏まえまして、特に予算上の受水費である県の用水供給単価につきましては、用水を県から購入しており、全体の配水量の約9割ということでございます。今現在の単価は、税抜きで1立米当たり61円78銭でございます。この金額につきましては、平成11年度から現在まで据え置かれていて、これは県の企業局サイドより全国的にも安価であるというお話は何っております。そういう中で、一方では安全な水を安定的に供給するというところで、県の企業局においても老朽管の整備、さらには私たちもお客様が求める、より安全な水ということで、高度浄水処理、これはぜひお願いしたいということで要望しております。

さらに、昨今の電気料金の値上げ等で費用がかさむ一方で、実は昨年11月に県の企業局のほうから、初めて料金についてのお話がありました。と申しますのは、現在のこの価格、税抜きで61円78銭は令和6年度までは値上げはしません、これは間違いありません。ただし、令和7年度以降については、先ほど申し上げたような中で、この料金の継続は厳しいというお話が初めてございました。ただ、その段階ではまだ具体的にいつから、幾らというようなことはございませんでした。埼玉県で私たち県の用水を購入している団体で、埼玉県営水道用水購入団体等連絡協議会というのがございます。これは県下の全ての購入団体が加盟しているところなのですが、ここと改めてその時期や値上げの幅について、令和7年度以降に協議をさせていただきたいというような申入れと説明が初めてございました。私どもといたしましても、これは水道事業体にとっても大変なことでありますので、これから県と値上げの時期や幅であるとか、できれば値上げを回避できるような方策等いろいろ協議をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、老朽管や高度浄水処理施設など水道事業体への補助金の要望、これにつきましても、日本水道協会や全国水道企業団協議会、こういったところを通して、これまでも補助の拡充等を要望しておりましたが、さらに補助金の要望等をこれまで以上に強くして、誰にとっても安定的で持続可能な水道事業を目指してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。



以上でございます。

- （竹内栄治議長） ただいまの答弁に対し、続けての質疑はありませんか。（9番 山田大助議員「ありません」と言う）

以上で、山田大助議員の質疑を終了いたします。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- （竹内栄治議長） 以上で質疑を終結いたします。

#### ◎休憩の宣告

- （竹内栄治議長） この際、暫時休憩いたします。

11時34分 休憩

11時34分 再開

#### ◎開議の宣告

- （竹内栄治議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### ◎企業長提出議案の討論、採決

- （竹内栄治議長） 企業長提出議案の順次討論、採決を行います。

#### △第1号議案の討論、採決

- （竹内栄治議長） お諮りいたします。

第1号議案については、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- （竹内栄治議長） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決に入ることに決しました。

続いて、採決に入ります。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

- （竹内栄治議長） 挙手は全員であります。

したがって、第1号議案は原案のとおり可決されました。

#### △第2号議案の討論、採決

- （竹内栄治議長） 第2号議案について討論に入ります。  
討論の通告はありませんので、討論を終結いたします。  
続いて、採決に入ります。  
本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

- （竹内栄治議長） 挙手は全員であります。  
したがって、第2号議案は原案のとおり可決されました。

#### ◎諸般の報告

- （竹内栄治議長） この際、諸般の報告をいたします。

#### △特定事件の付託申出の報告

- （竹内栄治議長） 議会運営委員長から、特定事件について閉会中の継続審査事項として付託の申出がありましたので、特定事件一覧表をお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。  
以上で諸般の報告を終わります。

#### ◎特定事件の議会運営委員会付託

- （竹内栄治議長） 特定事件の閉会中における継続審査の件を議題といたします。  
特定事件については、議会運営委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査事項として議会運営委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- （竹内栄治議長） ご異議なしと認めます。  
したがって、特定事件については、議会運営委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査事項として議会運営委員会に付託することに決しました。

#### ◎閉議の宣告

- （竹内栄治議長） 以上で本定例会の議事は全て終了いたしました。

#### ◎企業長の挨拶

- （竹内栄治議長） この際、企業長から挨拶のため発言を求められておりますので、許可いたします。

〔野口晃利企業長登壇〕

- （野口晃利企業長） 議長のお許しをいただきましたので、3月定例会が閉会されるに当たり、一

言御礼のご挨拶をさせていただきます。

今定例会にご提案させていただきました2議案につきまして、いずれも原案のとおりご決定を賜り、誠にありがとうございました。心から御礼申し上げます。

新型コロナウイルスが蔓延し、この3年間は閉塞感が漂っておりましたが、ようやく徐々にかつての活気を取り戻しつつあるようでございます。しかし、ウイルスとの闘いが終わったわけではありませんので、気を緩めることなく、引き続き感染予防に努めながら、職員一丸となり令和5年度の事業執行に当たってまいります。

議員の皆様におかれましては、健康に十分ご留意いただき、なお一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げますとともに、目前に迫りました統一地方選挙に臨まれる皆様には、見事関門を越えられますよう心からご健闘をお祈り申し上げ、御礼のご挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

#### ◎閉会の宣告

○（竹内栄治議長） これをもちまして、令和5年3月定例会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

11時38分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長      竹      内      栄      治

署名議員    長 谷 川      真      也

署名議員    川      上                      力

署名議員    岡      野      英      美

◎企業長提出議案の処理結果

- 第1号議案 越谷・松伏水道企業団監査委員の選任につき同意を求めることについて  
(同意可決)
- 第2号議案 令和5年度越谷・松伏水道企業団水道事業会計予算について  
(原案可決)